

ミツバ グループ グリーン調達 ガイドライン 第5版

環境に関するお取引先への要求事項

2024 年 8 月
株式会社 ミツバ

はじめに

社会全体が環境問題への認識を一段と高めており、企業にも循環型社会の構築を強く求めています。

私たちは「社会が真に望んでいることは何か」を常に念頭においた環境経営を進めなければならないと考え、経営の最重要課題のひとつとして環境負荷の低減に取り組んでまいりました。

私たちの製品は、多くのお取引先から納入していただく部材を使って生産しております。したがって、環境負荷の低減を図るためには、私たちだけの環境管理活動では十分とはいえず、お取引先を含めたサプライチェーンでの環境管理活動が必要不可欠です。

加えて、グローバル生産、グローバル販売がこれまでになく進んでおります。

このような状況のもと、我々はワールドワイドなサプライチェーンのための環境マネジメントシステムを確立・維持することで、環境負荷低減の努力を続けてまいります。

地球環境保全への取組みに対し、是非ともご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

目 次

1. 当ガイドラインの位置づけ.....	5
2. ミツバグループの環境に対する基本姿勢	6
2.1 ミツバグループの企業理念	6
2.2 ミツバグループの環境宣言	7
2.3 ミツバグループの行動指針	7
2.4 ミツバ環境ビジョン 2046	7
2.5 ミツバグループカーボンニュートラル方針	7
3. ミツバグループの環境に対する取組み	8
3.1 環境マネジメントシステムの構築	8
3.2 環境法令遵守	8
3.3 気候変動への対応	8
3.4 資源循環の取り組み	8
3.5 製品規制物質の管理	8
3.6 生物多様性	9
4. グリーン調達の考え方	9
5. お取引先への要求事項	10
5.1 環境マネジメントシステムの構築	10
5.2 環境法令遵守	10
5.3 気候変動対応のための温室効果ガス排出削減	10
5.4 資源循環のための省資源・リサイクル推進及び廃棄物削減	10
5.5 製品規制物質の管理	10
5.5.1 適用対象	10
5.5.2 ミツバ製品規制物質	10
5.5.3 製品規制物質 管理体制	11
5.6 製品規制物質の調査	11
5.6.1 製品規制物質 非含有エビデンスの提出	11
5.6.2 材料・部品に含有する化学物質データの提出	12
5.6.3 特定製品規制物質の使用調査	12
5.7 購入品に関する適合宣言	13
5.8 生物多様性	13
6. 添付資料	13

7. お問い合わせ先	13
------------------	----

1. 当ガイドラインの位置づけ

このミツバグループ グリーン調達ガイドラインは、ミツバグループ会社共通の環境に対する基本姿勢を明らかにするとともに、以下のミツバグループ会社からお取引先への要求事項を表明したものです。

日本（6 社）		(株)ミツバ (株)タツミ 東日本ダイカスト工業(株) (株)モミモ (株)東葉電機製作所 (株)サンユー
米州（5 社）	U.S.A.	American Mitsuba Corporation.
	Mexico	Corporacion Mitsuba de Mexico, S. A. DE C. V. Corporacion Tatsumi de Mexico, S. A. DE C. V.
	Brazil	Mitsuba do Brasil Ltda. Mitsuba Autoparts do Brasil Indústria Ltda
欧州／アフリカ （6 社）	Italy	Mitsuba Italia S.p.A.
	Hungary	Mitsuba Automotive Systems of Europe Kft.
	France	Mitsuba Manufacturing France S.A.
	Morocco	Mitsuba Manufacturing Morocco
	Russia	Mitsuba Rus LLC
	Turkey	Mitsuba Turkey Otomotiv A.S.
アジア（7 社）	Philippines	Mitsuba Philippines Corporation
	India	Mitsuba India Private Ltd.
	Vietnam	Mitsuba Vietnam Co., Ltd.
	Indonesia	PT. Mitsuba Indonesia PT. Mitsuba Automotive Parts Indonesia P.T. Tatsumi Indonesia
	Thailand	Thai Summit Mitsuba Electric Manufacturing Co., Ltd.
中国（7 社）		広州三葉電機有限公司 広州三葉電機(武漢)有限公司 三葉電器(大連)有限公司 三葉士林電機(武漢)有限公司 美馳巴汽車技術(上海)有限公司 三葉電機(香港)有限公司 常州士林三葉電機有限公司

ミツバグループ会社の詳細は、株式会社ミツバのホームページをご覧ください。

(<https://www.mitsuba.co.jp>)

2. ミツバグループの環境に対する基本姿勢

2.1 ミツバグループの企業理念

基本理念

ミツバは、ミツバを愛しささえる人々とともに、
社会と環境に調和した技術の創造を通して、
世界の人々に喜びと安心を提供する。

経営理念

1. 選ばれる企業をめざし、ミツバブランドを世界に拡げる。
2. 技術をドライビングフォースとし、市場創造に挑戦する。
3. 人を活かし、人に生かされる企業となる。

行動理念

夢 挑戦 スピード

私たちは、夢をもち、果敢に挑戦し、行動のスピードをあげます。

企業メッセージ

心 ひろがる技術

2.2 ミツバグループの環境宣言

環境宣言

私たちは、社会と環境に調和した技術開発を通して、自然環境との継続的な共生を図り、豊かで安心できる環境の実現をめざします。

- 一．私たちは、開発、生産、販売すべての企業活動において、資源・エネルギーの節約に努めます。
- 一．私たちは、廃棄物、汚染物質の削減と適正な処理に努めます。
- 一．私たちは、地域環境との調和を図り、安心できる生活環境の保全に努めます。

2.3 ミツバグループの行動指針

行動指針は、「環境宣言」を行動に移すための具体的な指針です。

行動指針

1. 限りある資源の節約と有効利用を図ります。
2. 全ての企業活動を通してエネルギーの節約を進め、地球温暖化防止への責任を果たします。
3. オゾン層を守るため、オゾン破壊物質の代替を図ります。
4. 製品への使用を含め、化学物質の適正管理と有害化学物質の使用廃止を図ります。
5. 環境マネジメントシステムを整備し、法規制より厳しい社内基準の遵守に努めます。
6. 環境に関わる社会活動に積極的に参加します。

2.4 ミツバ環境ビジョン 2046

「環境宣言」にある「豊かで安心できる環境の実現」を達成するために、CO₂排出量の削減および資源使用量の削減を通じた「企業価値の向上」と、環境汚染リスクのゼロを目指す「自然環境の保全」との両立の実現をミツバの創立 100 周年にあたる 2046 年の目標として定めています。

2.5 ミツバグループカーボンニュートラル方針

ミツバグループは、脱炭素社会の実現に貢献するために、ライフサイクル視点で
カーボンニュートラル達成を目指す。

2050

長期目標：2050年にライフサイクル全体のカーボンニュートラル達成を目指す

2030

中期目標：2030年にScope1,2を50%削減する

3. ミツバグループの環境に対する取組み

3.1 環境マネジメントシステムの構築

ミツバグループは、地球環境保全を経営の重要課題と考え、1997年から事業所の ISO14001 環境マネジメントシステムの構築を進め、継続的な環境負荷低減の取り組みを推進しております。

これらの活動は、地球温暖化防止、廃棄物のリサイクルによる省資源に始まり、各会社・各部門の業務に関する環境負荷低減を含めた活動になっております。

今後、ISO14001 環境マネジメントシステムが意図する継続的な環境負荷の低減を果たすためには、商品の生産段階は元より、使用、廃棄段階に関するライフサイクルアセスメント（LCA）の視点が重要となっており、これに取り組んでまいります。

3.2 環境法令遵守

ミツバグループは、環境に関連する各国・地域の法令を正しく理解し、遵守することを行動規範として位置づけており、定期的に法令情報を収集し、環境法規制の遵守評価を行っています。

3.3 気候変動への対応

ミツバグループは、脱炭素社会の実現に貢献するために、材料調達から製品・部品の輸送、さらに製品の使用段階まで拡大し、サプライチェーン全体での CO₂ 排出量の把握・削減に挑戦しています。また、TCFD 提言に基づく分析をおこない、気候変動への対応を積極的に経営に取り込むことで、ミツバグループを含む社会全体の持続的な発展に貢献してまいります。

3.4 資源循環の取り組み

ミツバグループでは、循環型社会の形成と限りある資源の有効利用を進めるため、原材料や副資材の歩留まり向上のための改善活動を進めています。更に、ライフサイクルの視点から資源の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、「循環型社会」の形成を目指す活動を推進してまいります。

3.5 製品規制物質の管理

1992 年のリオサミット（国連環境開発会議）にて「アジェンダ 21：有害化学物質の適正管理」が採択されて以降、各国の環境法規で製品への使用が規制される化学物質（製品規制物質）の管理が、各国の重大な関心事項になっています。

自動車に関する環境法規には、「欧州 ELV 指令 2000/53/EC」、「欧州 RoHS 指令 2002/95/EC」及び「欧州 REACH 規則 EC1907/2006」や、日本の「化審法」などがあり、ミツバグループでは、これらの環境法規を遵守するために、製品規制物質の管理とサプライチェーン全体の環境負荷物質 管理システムの構築を進めてまいります。

3.6 生物多様性

ミツバグループ各社では、周辺の自然環境を確認するとともに、森林整備や植樹、環境美化活動を活発に実施しています。豊かな自然を守るため、自然環境保全に積極的に貢献してまいります。

4. グリーン調達の考え方

従来は、お取引先に品質・コスト・納期の面でご協力をいただけてきました。

いま社会が、私たちの商品に求めることは、サプライチェーンを含めた調達、生産、輸送、使用および廃棄のライフサイクルでの環境負荷の低減です。具体的には、商品の化学物質管理、省資源、省エネルギー、環境汚染の未然防止です。これらの要求に応えるために、従来の品質・コスト・納期に加えて、環境（グリーン調達）についてもご協力を御願い致します。

5. お取引先への要求事項

5.1 環境マネジメントシステムの構築

- (1) ISO14001 もしくはこれに準ずる環境マネジメントシステムを構築してください。
- (2) 日本におけるエコアクション 21、エコステージ、環境マネジメントシステムスタンダード (KES) などは、ISO14001 の認証取得と同様に、環境マネジメントシステムを構築しているものとみなします。
- (3) 同様に、各国の中小企業向けの負担の軽い規格も容認致します。
- (4) 認証未取得の場合には、環境保全に関する活動を進めてください。

(目標と実行計画の策定、役割分担、法規遵守、エネルギー削減、廃棄物削減、緊急事態対応、化学物質管理、環境教育、監査など)

詳細は、別紙 2 「環境マネジメントシステム自己診断書」に示します。

5.2 環境法令遵守

国ごとまたは地域ごとの環境に関連する法律や規制の遵守をお願いいたします。

5.3 気候変動対応のための温室効果ガス排出削減

事業活動における CO₂ 排出量の把握や削減活動をお願いいたします。脱炭素社会の実現に向けたサプライチェーン全体での取り組みとして、材料や部品製造時の CO₂ 排出量や輸送時の CO₂ 排出量、また削減取り組みなどに関する情報の提供をお願いすることがございますが、その際はご協力をお願いいたします。

5.4 資源循環のための省資源・リサイクル推進及び廃棄物削減

事業活動における資源循環の取り組みをお願いいたします。材料リサイクル率の把握やリサイクル材の活用などに関する情報の提供をお願いすることがございますが、その際はご協力をお願いいたします。

5.5 製品規制物質の管理

5.5.1 適用対象

- (1) 製品規制物質の管理の適用対象は、ミツバグループ会社が調達するものです。
 - a 材料・部品・・・自動車部品用途以外も含みます。また試作品も含みます。
 - b 副資材・・・はんだ、接着剤、グリス、工作油、テープ、マーカーなどです。
 - c 梱包資材・・・段ボール箱の他に、緩衝材やバンド、ラベルなどを含みます。

5.5.2 ミツバ製品規制物質

「MES A015 製品規制物質の使用制限」のミツバ製品規制物質リストに記載された規制に適合するよう

に管理をお願い致します。

※ミツバ製品規制物質リストは以下の表 1～4 で構成される。

表	管理区分	内容
表 1	GADSL (当社独自の規制ランクへ 変更した物質を含む)	国際会議で欧州、米国、日本の自動車メーカーにより合意された 「禁止、申告物質リスト」。 GADSL は定期的に改訂されるため、最新改訂版に準ずること。 GADSL による規制ランク及び当社としての規制ランクを併記し て記載。詳細は、GADSL のホームページを参照のこと。 GADSL URL: https://www.gadsl.org/ ※物質群中の物質は、全物質記載ではなくミツバの規制ランクが GADSL と異なる物質に限定して表記。
表 2	GADSL 収載外自主禁止物 質リスト	GADSL に収載されていない物質で顧客の要求により禁止してい る物質のリスト。
表 3	包装材管理基準	包装材等*を対象とした規制物質リスト。 *梱包、保護、輸送、表示等に用いられ、取り外すことが前提と なっている、または取り外しても製品の利用に影響を及ぼさない 部品、品目または材料。箱類、テープ類、クッション材、ラベル やタグ等も含む。
表 4	関連法規情報「決定法規及 び動向」	代替技術の検討が必要な法規事項 *該当物質を含有している場合は、IMDS にて報告が必要。

5.5.3 製品規制物質 管理体制

(1) 製品規制物質の管理体制を整備してください。

(役割分担の明確化、人材育成、管理基準、仕入先管理、部品管理、内部監査など)

詳細は、「取引先のための品質管理基準書 要求事項 (管理番号 D-Q01)」の「4.4.1(2)環境負荷物質
管理体制構築の要求A～M」をご参照ください。

(2) 当社にて、製品規制物質の管理体制の監査を行わせていただくことがあります。

5.6 製品規制物質の調査

5.6.1 製品規制物質 非含有エビデンスの提出

(1) 当社のお客さまからの提出要請に応じて、または当社が必要と判断した場合に、製品規制物質非含
有エビデンス (別紙 4 参照) の提出をお願い致します。

(2) 製品規制物質非含有エビデンスとは、材料・部品に含有される製品規制物質の含有量が製品規制物
質リスト記載の閾値以下の含有であることを示す分析データです。対象となる物質は、原則、欧州
ELV 指令の 4 物質 (鉛、水銀、カドミウム、および六価クロム) です。その他の物質で必要とする

場合は、別途ご相談させていただきます。

- (3) 当社のお客さまから、分析装置の種類や分析機関の ISO17025 認証、分析実施日、使用言語などを指定された場合は、その都度ご対応をお願い致します。

5.6.2 材料・部品に含有する化学物質データの提出

- (1) 5.5.1(1)a～c に規定される適用対象をミツバグループ会社と取引する場合、取引する材料・部品に含有される化学物質成分のデータ（化学物質データ）の提出をお願い致します。特に「MES A015 製品規制物質の使用制限」ミツバ製品規制物質リストの表 1（GADSL）に記載された物質を指定された閾値を超えて含有する場合は、含有が意図的・非意図的に関らず、化学物質データとして報告してください。
- (2) 化学物質データは、「IMDS（International Material Data System）」または「JAPIA 統一データシート」のいずれかを用いて提出してください。また、提出する化学物質データには、リサイクル材の使用有無を回答いただくとともに、リサイクル材使用の場合は工程内リサイクル材（プレコンシューマリサイクル材）および市場回収リサイクル材（ポストコンシューマリサイクル材）それぞれの使用率を記入願います。
- (3) 化学物質データにお取引先の機密情報が含まれる場合は、最大 10%以内で MISC（その他）として開示しないことが認められています。この場合は MISC と開示成分の総計が 100%になるようにしてください。なお、「MES A015 製品規制物質の使用制限」ミツバ製品規制物質リストの表 1（GADSL）に記載の物質を MISC に含めてはいけません。
- (4) 「MES A015 製品規制物質の使用制限」ミツバ製品規制物質リストの表 1（GADSL）および表 2（GADSL 収載外自主禁止物質リスト）の改訂により、MISC として非公開だった成分が申告物質になった場合や、材料変更により申告物質の有無に変更があった場合は、速やかに化学物質データの再提出をお願い致します。
- (5) 化学物質データは各種の法規適合性確認および情報公開義務として必要なため、提出日程の遵守にご協力をお願い致します。また、化学物質データはサプライチェーンを通して、最終的には原材料メーカーからのデータ収集が必要となりますので、報告要請に関わらず日頃から納入品に関する化学物質データの収集管理をお願い致します。

5.6.3 特定製品規制物質の使用調査

- (1) 各国の製品規制物質に関する法規制の動きから、お客さまを通じて、あるいは当社の判断により、特定の製品規制物質の使用有無の調査をお願いすることがあります。原材料メーカーへ問合せしていただき、調査回答にご協力をお願い致します。

5.7 購入品に関する適合宣言

- (1) お取引先が他社から購入した品を当社に納入する「購入品」については、「MES A015 製品規制物質の使用制限」ミツバ製品規制物質リストに定める使用禁止物質を含有していないこと、および要報告物質は指定された閾値を超えた場合に使用量を申告することの宣言をお取引先にしていただきます。
- (2) 当社のお客さまからの提出要請に応じて、または当社が必要と判断した場合に、適合宣言の提出をお願い致します。
- (3) 別紙 1 「ミツバ製品規制物質適合宣言書」にて、ご報告をお願い致します。

5.8 生物多様性

環境に大きな影響を及ぼす可能性のある物質の使用や排出を抑制するとともに、事業活動における生物多様性の保全と、限りある資源の有効活用をお願いいたします。

6. 添付資料

- (1) 別紙 1 「ミツバ製品規制物質適合宣言書」
- (2) 別紙 2 「環境マネジメントシステム自己診断書」
- (3) 別紙 3 「製品規制物質の解説」

ミツバグループ グリーン調達ガイドラインは、株式会社 ミツバのホームページにて公開しております。

<https://www.mitsuba.co.jp/jp/purchase.html>

7. お問い合わせ先

このガイドラインに関するお問い合わせは、以下の宛先へ日本語か英語でお願い致します。

(株)ミツバ 購買企画部 購買企画第一課 宛

E-mail : greenkobai@mitsuba.co.jp

TEL : 0277-52-0171 FAX : 0277-54-6920

別紙 1

株式会社 ミツバ 購買部門 行 （ミツバの場合）

MES A015 製品規制物質の使用制限 適合宣言書

当社は、現在納入している、または将来納入する購入品（生産用部材、試作用部材および梱包材）について、「MES A015 製品規制物質の使用制限」ミツバ製品規制物質リストに定める使用禁止物質を含有していないこと、および要報告物質は指定された閾値を超えた場合に使用量を申告することを宣言致します。

また、「GADSL : Global Automotive Declarable Substance List」の将来の改訂において、追加される使用禁止物質および要報告物質についても本ガイドラインを遵守することを宣言致します。

記入日

取引先名

責任者名

印

別紙 2 環境マネジメントシステム自己診断書

(ISO14001 等の認証がない場合は記入してください。)

No.	項目	ISO 要求項目 (参考)	評価基準	評価
1	環境方針	環境方針(5.2)	1)環境保全に対する企業理念がある。	
			2)環境保全に対する方針を定め、継続的改善及び汚染の予防について誓約している。	
			3)環境方針で環境法規制の遵守について誓約している。	
			4)方針は文書化し全従業員に周知され、第三者も入手できる。	
2	計画・組織	目的、目標及び実施計画(6.2 環境目標及びそれを達成するための計画策定)	1)方針を達成するための目的・目標がある。	
			2)目的・目標を達成するための組織・推進責任者が明確になっている。	
			3)目的・目標を達成する為の手段・方法等の実行計画がある。	
3	環境影響評価・運用管理	環境側面(6. 1.2) 運用の計画及び管理(8.1) 監視、測定、分析及び評価 (9.1)	1)事業活動が以下の項目に与える影響を評価・特定し、改善に努力している。	—
			①大気汚染	
			②水質汚濁	
			③騒音・振動	
			④製品規制物質 (MES A 015 製品規制物質の使用制限参照)	
			⑤廃棄物	
			⑥エネルギー (電気・ガス・燃料等の使用量)	
4	コンプライアンス	順守義務(6.1.3) 順守評価(9.1.2)	2)特定された事象(設備・作業含む)について管理者を定め、管理している。	
			3)環境への負荷の少ない製品を提供するための製品アセスメントの仕組みがある。	
5	リスク管理	緊急事態への準備及び対応(8.2)	1)環境に関連する法律・条例及び業界規範等を特定し、管理している。	
			2)環境関連法規に係る施設・設備について適正管理している。	
6	啓蒙・教育・情報公開	力量,7.2 コミュニケーション(7.4)	1)環境保全に関する緊急事態への対応を整備し、手順を確立している。	
			2)組織内の人に目標を達成するために必要な教育訓練事項を整理し、実施している。	
			3)環境に著しく影響を与える作業に従事する者には、別途教育訓練を実施し、作業者リストを作成している。	
7	不適合対応	不適合及び是正処置(10.2)	3)外部に対して自社の環境保全に関する情報を公開している。	
			1)環境管理システムに関する不適合が発生した場合、是正・予防措置を達成させるための手順を確立している。	
8	自己評価	内部監査 (9.2) マネジメントレビュー(9.3)	1)計画の進捗状況、目標の達成状況を自ら評価し、経営者へ報告している。	
			2)自己評価の結果を環境方針、計画・組織へ反映させて、継続的な改善を図っている。	
9	文書管理	文書類(7.5)	1)前出の設定を実行するための責任と手順を定め、文書化している。	

評価欄には、次のとおりに記入してください。 (はい：○ いいえ：× 対象外：—)

別紙 3 製品規制物質の解説

1. 化学物質データ

- (1) 化学物質データとは材料・部品を構成する化学物質成分のデータです。

例 1. 冷間圧延鋼板 SPCC の標準的な成分。

成分		CAS No.	含有率(%)
Iron	鉄	7439-89-6	99.55
Manganese	マンガン	7439-96-5	0.30
Carbon	炭素	7440-44-0	0.075
Phosphorus	リン	7723-14-0	0.050
Sulphur	硫黄	7704-34-9	0.025

例 2. ガラス 20%入り PET 樹脂の成分例。

成分		CAS No.	含有率(%)
Polyethylene Terephthalate	ポリエチレンテレフタレート	25038-59-9	71
GF-Fiber	ガラスファイバー	-	20
Misc., not to declare	その他	system	9

- (2) 製品規制物質の調査では化学物質データ以外に部品の質量や再生材の使用率なども報告が必要です。
- (3) 化学物質データは、材料の成分仕様です。材料メーカーへお問い合わせをお願い致します。
- (4) 材料の成分によっては、使用が禁止されていたり、使用する場合は報告を義務づけられていたりする場合があります。
- (5) お取引先の機密保持上、全てを開示できない場合は、最大 **10%**以内で **MISC**（その他）として開示しないことが認められます。この場合は **MISC** と開示成分の総計を **100%**にしてください。
- なお、MISC には GADSL 記載の禁止物質及び要報告物質は含めてはいけません。

2. GADSL

- (1) GADSL とは、日米欧の自動車、自動車部品、化学メーカーで制定した、自動車業界共通の管理化学物質リストです。<https://www.gadsl.org/>

GADSL 記載の化学物質は、**3** 種類に区分されています。

P (Prohibited) : 禁止物質・・・指定閾値を超過した含有、意図的な含有は認められません。

D (Declarable) : 要報告物質・・・指定閾値を超過した場合に含有量を報告してください。

D/P (Declarable/ Prohibited) : ...化学物質・用途により異なります。

例えば、アスベストは P で全面使用禁止、鉛は D/P で一部の用途以外は使用禁止です。

3. IMDS

- (1) IMDS は、化学物質データを効率的に収集するシステムです。
新型車の環境負荷物質、使用済み自動車やリサイクル率に関する規制などを含んだ欧州 ELV 指令に対応するため、サプライチェーンを通じて自動車を構成する約 3 万点の部品の材料および含有化学物質情報を収集するためのシステムです。 <https://www.mdsystem.com/>
- (2) IMDS に接続する場合には企業 ID の登録等が必要です。

4. JAPIA 統一データシート

- (1) JAPIA 統一データシートは、IMDS と同じ目的で、(社)日本自動車部品工業会（JAPIA）にて合意された帳票です。 <https://www.japia.or.jp/>
- (2) JAPIA 統一データシートは JAPIA のホームページから最新のバージョンをダウンロードして使用してください。

5. 製品規制物質 非含有エビデンス

- (1) 製品規制物質非含有エビデンスとは、材料の製品規制物質の含有分析結果です。ここでいう製品規制物質とは、通常は欧州 ELV 指令の対象物質である鉛・カドミウム・水銀・六価クロムですが、顧客によっては、欧州 RoHS 指令の対象物質である臭素系難燃材のうちの PBB、PBDE や、特定フタル酸エステル（DEHP、DBP、BBP、DiBP）を加えている場合があります。
- (2) SDS（安全データシート）は、それを取り扱う人達向けの取り扱い説明書であって、構成成分が粗いため非含有エビデンスには適しておりません。また、MIL シートは、鉛やカドミウムの非含有を示す分析結果ではないことから、非含有エビデンスには適しておりません。

6. 参考：製品規制物質 トラブル事例

- (1) 「MES A015 製品規制物質の使用制限」のミツバ製品規制物質リスト記載の禁止物質を含有する材料を使用した。
- (2) 六価クロムフリーへ切り替えなかった補用品を、誤って量産品へ使用した。
- (3) 鉛入り半田を免除用途以外で使用した。
- (4) 材料・部品に含有する化学物質データの報告が提出期限を超過してしまい、製品の立ち上げに遅延が発生してしまった。

制定・改正・廃止の履歴		
版 数	制定改正日	内 容
第 4.1 版	2020 年 10 月	・ ミツバグループ会社の表を修正
第 5 版	2024 年 8 月	・ ガイドラインの名称を「ミツバグループグリーン調達ガイドライン」に変更 ・ 「環境負荷物質」、「化学物質」等の用語を「製品規制物質」に統一 ・ 「2. 4 ミツバ環境ビジョン 2046」、「2. 5 ミツバグループカーボンニュートラル方針」、「3. 2 環境法令遵守」、「3. 3 気候変動への対応」、「3. 4 資源循環の取り組み」、「3. 6 生物多様性」、「5. 2 環境法令遵守」、「5. 3 気候変動対応のための温室効果ガス排出削減」、「5. 4 資源循環のための省資源・リサイクル推進及び廃棄物削減」、および「5. 8 生物多様性」を追加 ・ 5. 5. 3 (1) の参照先を「別紙 3」から「取引先のための品質管理基準書要求事項（管理番号 D-Q01）」へ変更 ・ 5. 6. 2 (2) にリサイクル材使用時の注意事項を追加 ・ 「別紙 3 『環境負荷物質管理体制要求事項』」の削除